### **炒**厚生労働省

# 佐賀労働局

# **Press Release**

佐賀労働局発表 令和5年5月26日

#### 【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課 誤 長 貞木 竜成 安全専門官 小宮 隆寛 電話 0952 (32) 7176 (直通)

# 『第96回 全国安全週間』を7月に実施します

期間:令和5年7月1日(土)~7月7日(金)

[準備期間(6月1日(木)~6月30日(金))]

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

期間は令和5年7月1日(土)から7日(金)までの7日間、

## 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

のスローガンのもと、全国一斉に実施されます。(資料1参照)

本週間を迎えるに当たり、令和5年6月1日(木)から6月30日(金)までの1か月間を準備期間としています。(資料1参照)

佐賀労働局(局長 重河真弓)、各労働基準監督署では、全国安全週間の期間及び準備期間中に、

- 各地区において事業主説明会(全国安全週間説明会)の開催(資料2参照)
- 労働災害発生事業場に対する監督指導等
- 佐賀労働局長メッセージの発信(資料3参照)

等を実施するほか、

- ・ 事業場における安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- 労働者への安全教育の徹底
- 労使の安全意識の高揚

などの取組を呼びかけることとしています。

(参考) 令和5年5月15日報道記者発表(佐賀労働局HP) 「令和4年(2022年) 県内の労働災害の発生状況」



(QRコード)

### 令和5年度全国安全週間実施要綱(抜粋)

資料1

#### 1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、令和4年については、前年に比べて死亡災害は減少したものの、休業4日以上の死傷災害は増加するなど、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況であり、特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

### 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

#### 2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 3 実施者

各事業場

#### 4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
  - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
  - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
  - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
  - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - ⑥「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
  - ① 安全衛生活動の推進
    - ア 安全衛生管理体制の確立
      - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
      - (イ)経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
      - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
      - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
    - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
      - (ア)経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育 の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
      - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
      - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
      - (工) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
    - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
      - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
      - (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - エ リスクアセスメントの実施
      - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
      - (イ) SDS (安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

- オその他の取組
  - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全 衛生に配 慮したテレワークの実施
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
    - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
    - (イ)経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
    - (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - (工)安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
    - (オ) パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
  - イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
    - (イ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
    - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
    - (エ)トラックの逸走防止措置の実施
    - (オ)トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
  - ウ 建設業における労働災害防止対策
    - (ア) 一般的事項
      - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に 基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
      - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
      - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関系請負人に対する指導の実施
      - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
      - e 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
      - f 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元 方事業者による工事エリア別協議組織の設置
    - (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
  - エ 製造業における労働災害防止対策
    - (ア)機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
    - (イ)機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
    - (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
    - (工) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
    - (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセメントの実施
  - オ 林業の労働災害防止対策
    - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
    - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
  - ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
  - イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
  - ウ 交通労働災害防止対策
  - エ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
  - オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

※詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_32482.html) 佐賀県内の各地区で行う事業主説明会(全国安全週間説明会)の開催日程

地区	日時	場所
佐賀	令和5年6月6日(火)13:30~	メートプラザ佐賀(佐賀市)
鳥栖	令和5年6月7日(水)13:30~	鳥栖市民文化会館(鳥栖市)
伊万里·有田	令和5年6月7日(水)13:30~	焱の博記念堂 文化ホール(有田町)
鹿島	令和5年6月8日(木)13:30~	生涯学習センター「エイブル」(鹿島市)
唐津	令和5年6月9日(金)14:00~	唐津市文化体育館(唐津市)
武雄	令和5年6月9日(金)13:30~	武雄市文化会館(武雄市)

(お問合せ先、申込期限等)

【佐賀・鳥栖】 佐賀労働基準監督署 令和5年5月26日(金)

(電話:0952-38-5411) (申込なく当日参加可能)

(電話:0955-73-2179)

【武雄·鹿島】 武雄労働基準監督署 事前申込不要

(電話:0954-22-2165)

【伊万里・有田】 伊万里労働基準監督署 令和5年6月1日(木)

(電話:0955-23-4155)

※ 佐賀県労働基準協会会員事業場の申込先は、労働基準協会各支部です。

【佐賀·鳥栖】 佐賀県労働基準協会 佐賀支部

(電話 0952-37-8277、FAX 0952-37-8278)

【唐津】 佐賀県労働基準協会 唐津支部

(電話 0952-37-8301、FAX 0952-37-8301)

【武雄·鹿島】 佐賀県労働基準協会 武雄支部

(電話 0952-37-8302、FAX 0952-37-8278)

【伊万里·有田】 佐賀県労働基準協会 伊万里支部

(電話 0952-37-8303、FAX 0952-38-8278)

※ 特別講演など、詳しくは佐賀労働局HPの掲載資料をご覧ください。

[掲載箇所] 佐賀労働局HPトップページ⇒各種法令・制度・手続き⇒安全衛生関係⇒イベントのご案内⇒令和5年度全国安全週間説明会のご案内

(佐賀労働局HPトップページ⇒イベント情報⇒2023年05月18日「令和5年度全国安全週間説明会のご案内」からもご覧いただけます。)



# 令和5年度 全国安全週間 佐賀労働局長メッセージ

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、これまで一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

昨年(令和4年)の佐賀県内における労働災害発生状況は、死亡災害は4人と令和3年の6人に比べ減少となったものの、休業4日以上の死傷災害については新型コロナウイルス感染症の影響もあり、3,056人と令和3年に比べ1,678人(121.8%)の大幅な増加となりました。(新型コロナウイルスによるり患を除くと、令和4年の休業4日以上の死傷災害は1,231人と令和3年に比べ13人(-1.0%)の減少)

このような状況も踏まえ、本年度を初年度とする佐賀労働局第14次労働災害防止 推進計画においては、従来の業種別の取組に加え、労働者の作業行動に起因する労働 災害防止対策や高年齢労働者、外国人労働者の労働災害防止対策といった業種横断的 な対策に取り組むことで、近年における労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、労働災 害を減少に転じさせることとしています。

以上のことから、すべての働く方が、安心して安全に働ける職場の実現を目指し、 令和5年度全国安全週間は、

# 「 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

をスローガンとして、7月1日から7月7日まで展開します。

各事業場におかれましては、全国安全週間及び準備期間(6月1日から6月30日まで)を利用し、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めていただくとともに、「事業場における安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進」、「労働者への安全教育の徹底」、「労使の安全意識の高揚」のほか、「令和5年度全国安全週間実施要綱」に基づき各種実施事項を取り組んでいただくことにより、より一層の安全活動の推進をお願い申し上げます。





(参考:厚生労働省報道発表資料 令和5年度「全国安全週間」) (参考:佐賀労働局報道発表資料 第14次労働災害防止計画)

佐賀労働局長 重河 真弓